

# 付添人活動の基礎知識

## (はじめて付添人となられる方へ)

### 1 国選付添人制度対象事件については、国選付添人の選任を求める「申入書」と「要望書」を提出してください。

被疑者国選弁護人は、自動的に家裁段階の国選付添人にはなりません。家庭裁判所が、改めて国選付添人選任の要否を判断し、必要と認めた場合に国選付添人を選任します。そこで、家庭裁判所に対して、国選付添人の選任を求める申入書を、法テラス地方事務所に国選付添人候補として指名通知を求める要望書を提出してください。原則として、家裁送致当日又は翌日には、国選付添人選任の判断がなされます。

家庭裁判所が国選付添人を選任しないと判断した場合及び国選付添対象事件以外の事件において付添人となるためには、別途、付添人選任届を提出する必要があります。

付添人選任届は、少年の署名・押印のみで足り、保護者の署名・押印は不要です。したがって、保護者の意思に関わらず、少年の意思のみで付添人を選任することができます。「親に相談してから」という少年は多いですが、そのために選任届の提出が遅れることのないようにしてください。

※国選付添対象事件は、2014年6月施行の改正少年法により、被疑者国選弁護の範囲と同様の、死刑、無期又は長期3年を超える懲役・禁錮の罪の事件にまで拡大されています。

### 2 国選付添人に選任されない場合には、少年保護事件付添援助制度を利用することができます。

国選付添人に選任されない場合（国選付添対象事件で家庭裁判所に「申入書」を提出したにも関わらず国選付添人に選任されなかった場合等及び国選付添対象外事件）には、少年保護事件付添援助制度を利用することができます。被疑者段階で援助制度を利用している場合でも、別途援助利用の申込みが必要です。少年は、親の経済的負担を気にして付添人選任を躊躇する場合が多いので、援助制度を積極的に活用してください。

### 3 少年審判期日を直ちに確認・調整してください。

少年審判の期日は、大半の事件が1回のみであり、同期日に決定が言い渡されます（非行事実には争いがある場合や重大事件については、複数回の審判が行われる場合があります。）。

少年鑑別所に収容する観護措置決定を受けた場合、観護措置期間は、通常4週間（最大8週間）であり、審判期日は、多くの場合、4週目（観護措置決定後22日～28日）に指定されますので、これを見込んで、家庭裁判所と速やかに審判期日の調整を行ってください。この点、少年鑑別所の押送の関係などで、開廷日が限られていることもあります。

なお、4週間を超える観護措置期間の特別延長は、重大事件で極めて例外的な場合に限られますので、弁護士側の都合のみで安易には認められません。

## 4 少年審判は、審判期日前が勝負です。

少年審判は、予断排除・起訴状一本主義の刑事裁判とは全く異なります。裁判官は、審判前に全ての記録に目をとおして心証を形成します。また、調査官は、審判の数日前に調査を終えて調査官意見を提出します。そして、裁判官は、調査官と協議を終えた上で審判に臨みます。もちろん、審判における少年や保護者への質問を踏まえて最終結論が出されますが、ほとんどの場合、実質的には審判前に結論が決まっていると言っても過言ではありません。

したがって、そのことを踏まえて、付添人活動を行うことが必要です。特に、調査官との意見交換、付添人意見書の提出は、早め早めに行うことが必要です。

## 5 少年には速やかに面会してください。

少年鑑別所に収容された少年は、不安な気持ちをかかえています。しかも、通常4週間以内に審判が開かれますから、迅速に準備を始める必要があります。速やかに少年に面会してください。

少年が心を開いて話をするようになるには時間がかかります。また、付添人の働きかけにより反省を深めさせるためには一度の面会では不可能です。できるだけ多く、少年と面会してください。

## 6 保護者に速やかに連絡し、面会してください。

少年の処遇にとって最も重要なのは保護者です。速やかに連絡を取り、面会してください。

## 7 速やかに記録を閲覧・謄写してください。

少年の家裁送致と同時に、捜査記録は全て家庭裁判所に送付されます。成人と異なり伝聞法則の適用はありませんから、全ての書証が証拠となります（もちろん、付添人の同意・不同意は問題になりません）。一般に刑事裁判の記録より量が多くなります。

短期間で活動しなければなりませんから、速やかに記録を閲覧し、必要に応じて謄写もしてください。

## 8 社会記録も閲覧してください。

家庭裁判所の記録には、捜査機関から送付された記録（法律記録といいます。）の他に、家裁調査官の調査結果（学校照会、保護者照会、被害者照会等を含む）、調査官意見や少年鑑別所での鑑別結果等を綴った社会記録があります。この社会記録は、少年の処遇上の問題点を知る上で、極めて重要ですから、必ず閲覧してください（一般に、謄写は認められていません）。調査官意見書が完成するのは、審判の2、3日前という場合が多いので、これを閲覧する時間を予め確保するようにしてください。

ただし、以前に家裁送致歴のある少年については、前件の社会記録があり、本件の資料としても使われますので、早い段階で閲覧することで、有益な情報が得られます。速やかに閲覧してください。

## 9 調査官と速やかに連絡を取り、面談してください。 裁判官とも積極的に面談してください。

調査官は、教育や心理の専門家として、少年の処遇に関して情報を収集し、処遇意見を述べます。少年の処遇決定に際しては、この調査官意見が重視されます。できるだけ早い段階で調査官と連絡を取り、少年や事件に対する調査官の見方を知るとともに、付添人が収集した情報や付添人の意見を伝えて、意見交換を行い、少年にとって最もよい処遇を探っていくことが大切です。

調査官の指摘する少年や保護者の問題点等を鵜呑みにすべきではありませんが、これを早く知ることは、少年の更生へ向けての働きかけをする上で、有益なことが少なくありません。

非行事実を争う場合など、証人尋問を実施したり、複数回の期日の指定が必要な場合には、速やかに裁判官と協議する必要があります。また、処遇に関する意見を裁判官に直接伝える必要がある場合もありますので、積極的に裁判官とも面談してください。

## 10 少年を取りまく環境の調整や社会資源の確保に取り組んでください。

少年の処遇決定にあたっては、「要保護性」が問題となります。少年の非行の背景にある家庭環境上の問題を改善したり、他に就学先や就職先を確保し、少年の更生を支えてくれる人的資源（社会資源と呼びます。）を見つけることにより、少年の再非行の可能性が小さくなれば、「要保護性」は低くなり、社会内処遇の可能性が広がります。このような活動は調査官では限界があり、付添人に強く期待されるものです。

## 11 付添人意見書は早めに提出してください。

付添人が行った少年や家族に対する働きかけによる変化、環境調整の成果などは、付添人意見書に記載して家裁に提出する必要があります。目に見える成果がなくとも、少年の反省の状況や事件に対する付添人としての見方、処遇に対する意見も意見書という形で出す必要があります。

この意見書は、審判当日に出しても、効果は薄いといわざるを得ません。調査官が意見を固める前に随時意見書を提出し、遅くとも審判前日には調査官意見も踏まえた最終的な付添人意見書を提出してください。

## 12 審判では、少年や保護者に適切な質問をし、意見を述べてください。

少年事件は審判前が勝負だといっても、審判を軽視してよいことにはなりません。審判期日では裁判官が少年や保護者に対して質問しますが、付添人なりの質問により、少年の反省や更生の意欲を十分に引きだし感銘を与えることは、少年の更生にとって極めて重要です。

また、審判の内容を踏まえた適切な付添人意見を述べることも極めて重要です。

### 13 試験観察中も付添人活動が必要です。

審判の結果、最終的な保護処分決定をする前に、調査官の下で、試験観察を行う旨の決定がなされることがあります。この中には自宅に戻ることができる「在宅試験観察」と民間の施設に委託する「補導委託」とがあります。

試験観察期間には定めがなく、1か月から6か月程度の場合もありますが、この間は、付添人として少年を支援し、監督・指導することが期待されていますので、定期的に連絡をし、面会をするなどして、少年の状況を把握する必要があります。

### 14 被害者対応については、是非付添人が行ってください。

少年審判でも、被害者との示談の成否・被害者感情が、重視されることがあります。被害者に対して少年や保護者の謝罪の意を伝え、弁償を進めることは付添人の重要な活動の一つです。被害者の思いを少年に伝えることで、内省を深めさせることも大切です。

被害者との連絡を保護者に任せることは、被害感情を悪化させることもありますので、付添人が主導して被害者に対応すべきです。

被害者の了解なく連絡先を少年や保護者に知らせるべきではないことは当然です。

### 15 記録・情報の取扱いについて、注意が必要です。

少年事件の記録の中には、少年や保護者に直接知らせないことを前提に情報収集しているものがあります。学校照会に対する回答内容、少年の家族歴や病歴等の情報、被害者に関する情報等、少年に直接伝えることが望ましくないものがあります。

そのような情報の取扱いについては配慮が必要です。また、謄写した記録の写しを少年や保護者に交付する場合にも、必要な範囲について慎重な検討が必要です。

### 16 以下のマニュアルを参考にしてください。

以上に述べたことは、最低限の付添人活動です。付添人活動をさらにレベルアップさせるために、種々のテキスト・マニュアルが作成されています。各単位会で作成しているもののほか、以下に容易に入手できるもの・市販されているものを挙げましたので、参考にしてください。

- ・日弁連付添人活動のマニュアル  
※日弁連ホームページ会員専用ページにも掲載されています。
- ・第二東京弁護士会子どもの権利に関する委員会 『新・少年事件実務ガイド 第2版』（現代人文社）
- ・福岡県弁護士会子どもの権利委員会 『少年事件付添人マニュアル 第3版 少年のパートナーとして』（日本評論社）
- ・大阪弁護士会子どもの権利委員会 『少年事件実務マニュアル より積極的な付添人活動のために〔改訂版〕』（大阪弁護士協同組合）

発行：日本弁護士連合会 発行日：2014年10月